平成２５年（フ）第９８３号
横浜市栄区鍛冶ヶ谷２－７－９、住民票上の住所横浜市栄区元大橋２丁目35番14号
債務者　勅使川原透
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　誠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
静岡県浜松市浜北区本沢合115番地　スズキコーポⅢ－101号、前住所静岡県浜松市浜北区東美薗565番地の10
債務者　佐藤恵理子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
山口県岩国市岩国５丁目１番25号
債務者　村岡　徳子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１７８号
石川県白山市専福寺町46番地
債務者　中村　孝司
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　利男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６７号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３－314号、申立時の住所札幌市中央区北２条東８丁目86番地13
債務者　田中まさ代
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５３号
札幌市中央区北３条西25丁目１番１－16号
債務者　三島　　明
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８９号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３号　平岸ハイツ第一211号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22－406号
債務者　鎌倉　雄三
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６０号
札幌市北区あいの里４条３丁目15番25号
債務者　白石　　歩
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２８号
札幌市白石区菊水元町２条４丁目２番21号　ＪＳ　ＦＬＡＴ　1990－206号
債務者　戸塚　崇之
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４８号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７－808号
債務者　村端　啓行
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５３号
札幌市東区東苗穂11条２丁目20番26号
債務者　兜森　裕満
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５４号
札幌市中央区南18条西８丁目２番35号　ハラックスＣ棟102号
債務者　角谷　義矩
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６７号
札幌市西区八軒６条西７丁目１番７号　こもれび
債務者　野村　眞春
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７６号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番26－306号
債務者　今井　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８８号
札幌市北区北31条西８丁目３番３号　フォートレス318－102号
債務者　石井　朋恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９２号
札幌市中央区南16条西７丁目１番７－504号
債務者　近藤　晴彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部